# Ⅰ．JISマーク表示制度の概要

経済産業省

# 目　次

１．ＪＩＳマーク表示制度
２．登録認証機関・認証製造業者等に求められること
３．信頼性確保の取組み

（参考１）ＪＩＳマーク表示制度に関するデータの検索方法
（参考２）工業標準化法に基づく試験事業者登録制度（JNLA）

# １．ＪＩＳマーク表示制度

# 工業標準化制度の概要

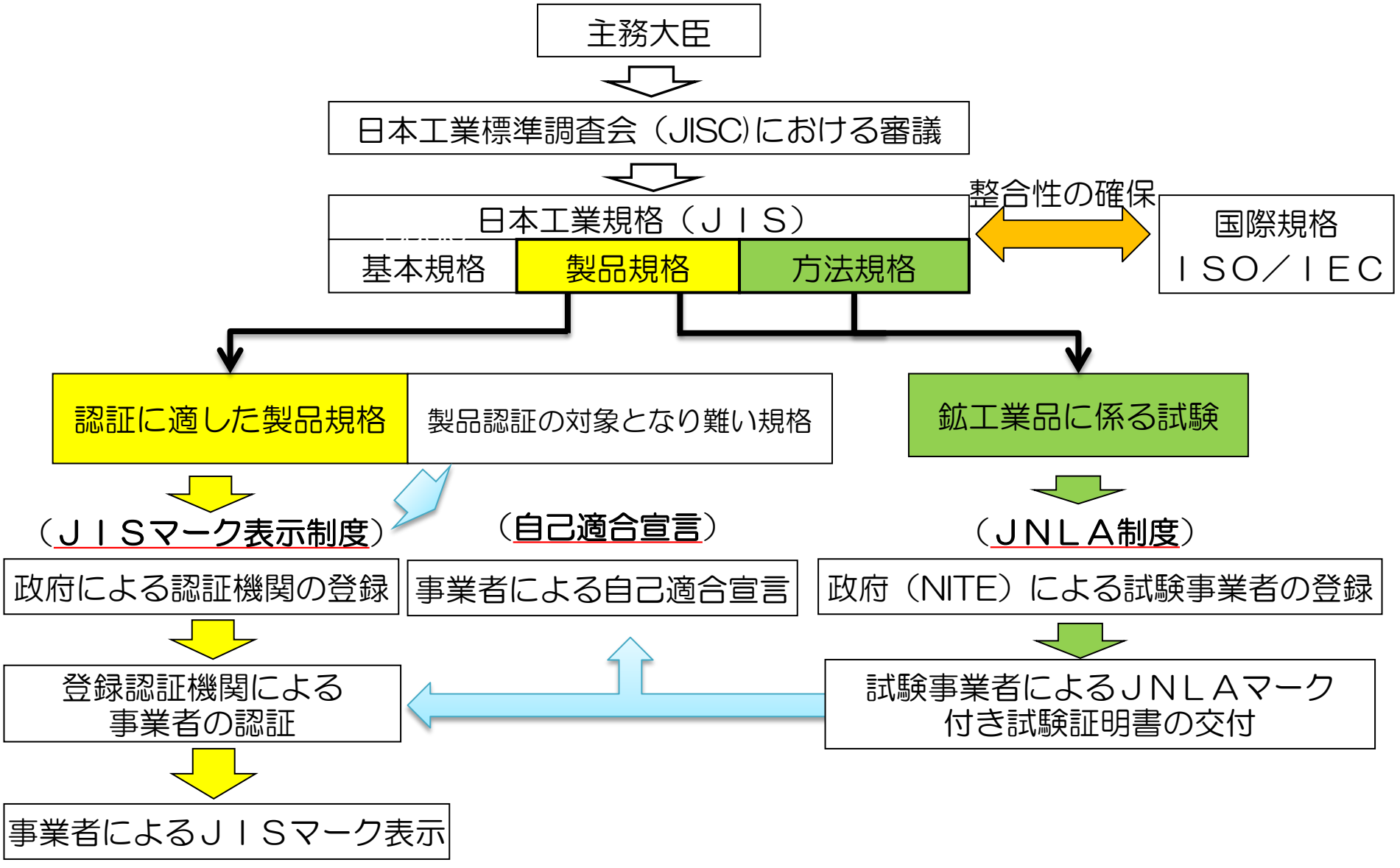
主務大臣
日本工業標準調査会（JISC)における審議
日本工業規格（ＪＩＳ）
基本規格
製品規格
方法規格
整合性の確保
国際規格
ＩＳＯ／ＩＥＣ
認証に適した製品規格
製品認証の対象となり難い規格
鉱工業品に係る試験
（ＪＩＳマーク表示制度）
（自己適合宣言）
（ＪＮＬＡ制度）
政府による認証機関の登録
事業者による自己適合宣言
政府（NITE）による試験事業者の登録
登録認証機関による
事業者の認証
試験事業者によるＪＮＬＡマーク
付き試験証明書の交付
事業者によるＪＩＳマーク表示

# ＪＩＳマーク表示制度とは

- 国に登録された機関（登録認証機関）から認証を受けた事業者（認証製造業者等）が、認証を受けた製品またはその包装等にＪＩＳマークを表示することができる制度であり、製品のサンプリングによる製品試験と品質管理体制の審査によって、認証製造業者等から出荷される個々の製品の品質を保証する第三者認証制度である。
- ＪＩＳマークが表示された製品は、その製品が該当するＪＩＳに適合していることを示しており、その適合性は認証製造業者等が確保する。
- 取引の単純化の他、製品の互換性、安全性及び公共性等の観点の他、メーカーの品質管理に関するアピールから表示されることが多い。

# 制度の仕組み

**品質管理**

認証対象の製品を製造する工場（複数可）における製造及び検査がＪＩＳに基づき実施されているか、**品質管理体制**を審査。

＋

**製品試験**

登録認証機関の管理の下で実施

**ＪＩＳ適合性試験**

製品をランダムサンプリングし、該当JISに基づく試験による確認

ＩＳＯ／ＩＥＣガイド２８

**国**

登録

工業標準化法
（ＩＳＯ／ＩＥＣ 17065）

**登録認証機関**

認証

フォローアップ
- 定期的な認証維持審査
- 臨時の認証維持審査

**製造業者等**

国内
製造業者、加工業者
販売業者、輸入業者
海外
製造業者、加工業者
輸出業者

ＪＩＳマークの表示

JIS

認証省令、ＪＩＳ　Ｑ１００１、
分野別認証指針、該当ＪＩＳ等

# 認証対象規格

日本工業規格（ＪＩＳ）

| | | |
|---|---|---|
| 基本規格 | | 用語、記号、単位などの規格 |
| 製品規格 | 認証に適した製品規格 | ✓ 性能項目に関する規定が適切である<br>✓ 試験方法の規定が適切である<br>✓ 表示の項目の規定が適切である<br>✓ 引用規格が改正や廃止されていない |
| | 製品認証の対象となり難い規格 | 上記の要件を満たさない規格 |
| 方法規格 | | 試験方法、分析方法、作業方法などの規格 |

例：JIS R 2101 耐火れんが
耐火度、圧縮強さなどの品質が規定されていない

例：JIS B 4704 組やすり
切れ味および耐久性についての試験方法が規定されていない

例：JIS A 5504 ワイヤラス
表示の規定がない

# ＪＩＳマークのメリット

○歴史の中で培われたJISマークへの信頼と高い知名度

○法律に基づく信頼性の高い認証制度
- 国による審査により認証機関は公平性と独立性を確保。
- 認証機関の審査手順の公開等により透明性を確保。
- 違反に対しては法的措置による対応。

○ WTO/TBT協定・政府調達協定により、強制規格や適合性評価手続きの作成の際、原則として国際規格（ISO/IEC等）を基礎とすることを義務づけ。

★企業間取引の合理化・商品選択の目安
- 信頼性の「見える化」

★公共調達への採用

# ＪＩＳマーク表示製品の活用事例

- 強制法規等によりJIS活用
  - 建築基準法：生コン、構造用鋼材
  - 公共調達：コンクリート製品、グラスウール、サッシ

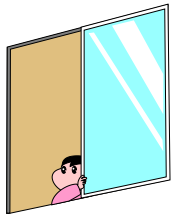

- 強制ではないが、実質的にJISマーク品を使用
  - ガラス、鉄鋼製品、塗料、めっき、試薬、電力ケーブルなど

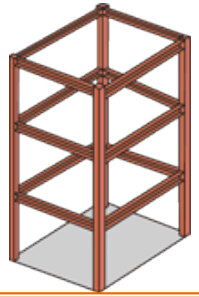

- 商品選択の目安として活用
  - 消費財：ノートブック、ステープル針、安全マッチ、巻尺、電池
  - 安全品目：ヘルメット、安全靴、保護めがね
  - 福祉機器：電動介護ベッド、ハンドル形車いす

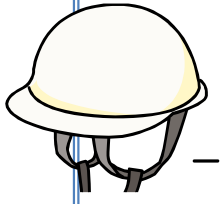

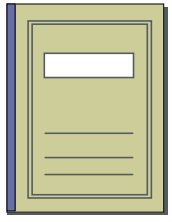

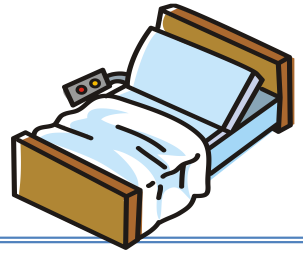

# 認証取得の動向　～認証件数の推移～

- ２０１２年１０月末現在で、認証件数は８，７８３件

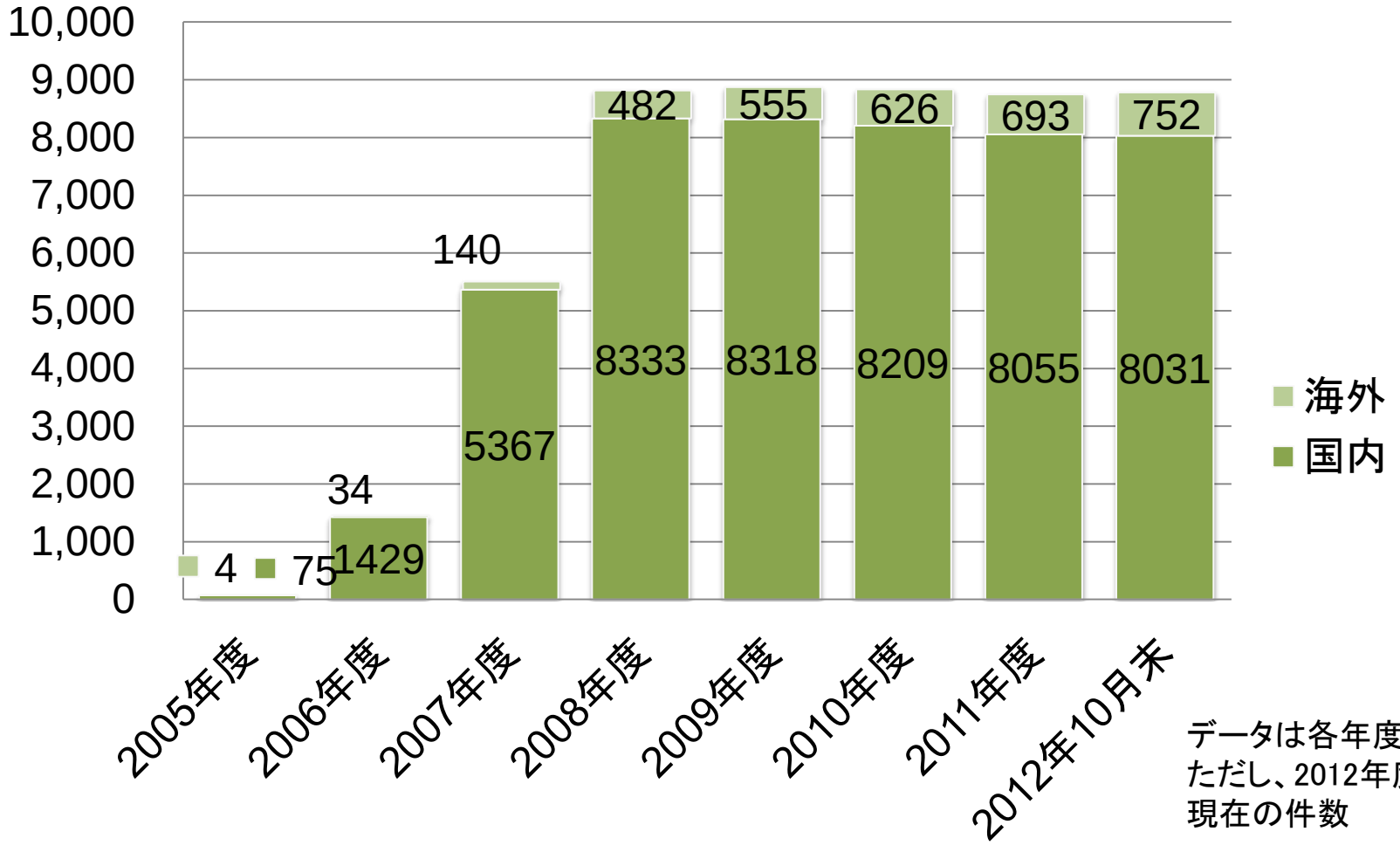


データは各年度末の件数。
ただし、2012年度は10月末現在の件数

# 平成２４年登録認証機関が増えた規格①

| 規格 | 登録認証機関名 （下線の事業者は24年） |
|---|---|
| JIS A 5022<br>（再生骨材Mを用いたコンクリート） | （一財）建材試験センター、（一財）日本建築総合試験所、<br>（一財）日本品質保証機構 |
| JIS A 5556（工業用ステープル） | （一般）財団法人建材試験センター |
| JIS A 5758（建築用シーリング材） | 韓国化学融合試験研究院、（一財）建材試験センター、<br>（一財）日本建築総合試験所、（一財）化学物質評価研究機構、<br>（一財）日本品質保証機構 |
| JIS A 6008<br>（合成高分子系ルーフィングシート） | 韓国化学融合試験研究院、（一財）建材試験センター、<br>（一財）日本建築総合試験所、（一財）化学物質評価研究機構、<br>（一財）日本品質保証機構、日本検査キューエイ株式会社 |
| JIS B 1125（ドリリングタッピンねじ） | 韓国化学融合試験研究院、（一財）建材試験センター、<br>（一財）日本品質保証機構 |
| JIS B 1801<br>（伝導用ローラーチェーン及びブシュチェーン） | 韓国化学融合試験研究院、韓國標準協会、<br>（一財）日本品質保証機構 |
| JIS B 2302 （ねじ込み式鋼管製管継手） | 韓国化学融合試験研究院、韓國標準協会、（一財）電気安全<br>環境研究所、（一財）日本品質保証機構、（社）日本水道協会 |
| JIS B 2309<br>（一般配管用ステンレス鋼製突合せ溶接式管継手） | （社）日本水道協会、韓国化学融合試験研究院、<br>（一財）日本品質保証機構 |
| JIS C 3406（自動車用低圧電線） | 韓国化学融合試験研究院 |
| JIS C 3340（屋外用ビニル絶縁電線（OW）） | 韓国化学融合試験研究院、韓國標準協会、（一財）電気安全<br>環境研究所、（一財）日本品質保証機構、（一財）電線総合技<br>術センター |

# 平成２４年登録認証機関が増えた規格②

| 規格 | 登録認証機関名　(下線の事業者は24年) |
|---|---|
| JIS C 3341（引込用ビニル絶縁電線（DW）） | 韓国化学融合試験研究院、韓國標準協会、(一財)電気安全環境研究所、(一財)日本品質保証機構、(一社)電線総合技術センター |
| JIS C 3501<br>（高周波同軸ケーブル（ポリエチレン絶縁編組形）） | (一社)電線総合技術センター、韓国化学融合試験研究院、<br>(一財)日本品質保証機構 |
| JIS C 3662-7（定格電圧450/750V以下の塩化ビニル絶縁ケーブル） | 韓国化学融合試験研究院 |
| JIS C 3663-8<br>（定格電圧450/750V以下のゴム絶縁ケーブル） | 韓国化学融合試験研究院 |
| JIS C 8115（家庭用蛍光灯器具） | 韓国化学融合試験研究院、韓國標準協会、(一財)電気安全環境研究所、(一財)日本品質保証機構 |
| JIS C 8117（蛍光灯電子安定器） | 韓国化学融合試験研究院、韓国標準協会、(一財)電気安全環境研究所、(一財)日本品質保証機構 |
| JIS C 8430（硬質塩化ビニル電線管） | 韓国化学融合試験研究院、韓國標準協会、(一財)電気安全環境研究所、(一財)日本品質保証機構 |
| JIS C 8435<br>（合成樹脂製ボックス及びボックスカバー） | 韓国化学融合試験研究院、(一財)電気安全環境研究所、<br>(一財)日本品質保証機構 |
| JIS C 8147-2-12　（ランプ制御装置－第2－12部） | 韓国化学融合試験研究院、 |
| JIS C 8147-2-13　（ランプ制御装置－第2－13部） | 韓国化学融合試験研究院、 |
| JIS C 8480（キャビネット形分電盤） | 韓国化学融合試験研究院 |
| JIS G 3137（細径異形PC鋼棒） | (一財)建材試験センター、日本検査キューエイ(株) |

# 平成２４年登録認証機関が増えた規格③

| 規格 | 登録認証機関名　(下線の事業者は24年) |
|---|---|
| JIS G 3140（橋梁用高降伏点鋼板） | 韓国化学融合試験研究院、日本検査キューエイ(株) |
| JIS G 3507-2（冷間圧造用炭素鋼－第2部：線） | (一財)建材試験センター、韓国化学融合試験研究院、韓国標準協会、(一財)日本品質保証機構、日本検査キューエイ(株) |
| JIS G 3551（溶接金網及び鉄筋格子） | 韓国化学融合試験研究院、韓国標準協会、(一財)建材試験センター、(一財)日本品質保証機構、日本検査キューエイ(株) |
| JIS K 6806<br>(水性高分子－イソシアネート系木材接着剤) | (一財)建材試験センター、(一財)化学物質評価研究機構、<br>(一財)日本品質保証機構 |
| JIS R 3205（合わせガラス） | 韓国化学融合試験研究院、韓国標準協会、(一財)建材試験センター、(一財)日本建築総合試験所、(一財)化学物質評価研究機構、(一財)日本品質保証機構、(一財)ベターリビング |
| JIS R 3209（複層ガラス） | 韓国化学融合試験研究院、(一財)建材試験センター、<br>(一財)日本建築総合試験所、(一財)日本品質保証機構、<br>(一財)ベターリビング |
| JIS R 3211（自動車用安全ガラス） | 韓国化学融合試験研究院、韓国標準協会、(一財)建材試験センター、(一財)日本建築総合試験所、(一財)化学物質評価研究機構、(一財)日本品質保証機構 |
| JIS Z 3232（アルミニウム及びアルミニウム合金の溶加棒及び溶接ワイヤ） | 韓国化学融合試験研究院、(一財)建材試験センター、<br>(一財)日本品質保証機構、ビューローベリタスジャパン(株) |
| JIS Z 3351（炭素鋼及び低合金鋼用サブマージアーク溶接ソリッドワイヤ） | 韓国化学融合試験研究院 |
| JIS Z 3352（サブマージアーク溶接用フラックス） | 韓国化学融合試験研究院 |

# 認証取得製品の動向　～認証分野～

- 近年は、環境配慮製品・福祉機器など社会的ニーズに対応した製品で新たな認証事業者が出現。

## 新たなＪＩＳ認証事業者が出現した規格

（平成２３年）

| 規格番号 | 規格名称 | 認証件数 |
|---|---|---|
| A 9526 | 建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム | 6 |
| B 1220 | 構造用転造両ねじアンカーボルトセット | 26 |
| B 1221 | 構造用切削両ねじアンカーボルトセット | 15 |
| E 1120 | 熱処理レール | 1 |
| G 3108 | みがき棒鋼用一般鋼材 | 1 |
| G 4903 | 配管用継目無ニッケルクロム鉄合金管 | 1 |
| K 5658 | 建築用耐候性上塗り塗料 | 2 |
| T 9257 | 福祉用具－入浴台 | 1 |
| T 9259 | 福祉用具－浴槽内いす | 1 |

（平成２４年）

| 規格番号 | 規格名称 | 認証件数 |
|---|---|---|
| B 2401-1 | Oリング－第1部:Oリング | 2 |
| C 3606 | 高圧架橋ポリエチレンケーブル | 2 |
| G 3115 | 圧力容器用鋼板 | 1 |
| G 3468 | 配管用溶接大径ステンレス鋼管 | 1 |
| G 5102 | 溶接構造用鋳鋼品 | 2 |
| T 9205 | 病院用手動式ギャッチベッド | 1 |
| T 9261 | 福祉用具－ポータブルトイレ | 1 |

# 2. 登録認証機関・認証製造業者等に求められること

# 登録認証機関に求められること　①

- 認証に係る情報を、登録認証機関のホームページ等に公表
  ←登録認証機関の公表の基準＜認証省令第２１条＞
  ① 登録認証機関の略称、登録商標
  ② 認証に係る審査員の適格性に関する基準
  ③ 認証の事務手続きの概要及びそのために要する標準的な期間
  ④ 認証を継続するために行う審査に関する事務手続きの概要
  ⑤ 認証の取消しに関する事務手続きの概要
  ⑥ 認証に関する料金の算定方法

- 国は登録した認証機関のリスト（名称、住所、登録区分、認証区域など）を公表
  〔ＪＩＳＣホームページ　http://www.jisc.go.jp〕

# 登録認証機関に求められること　②

- 登録認証機関が認証業務を「廃止」したときは、その機関が行った認証は失効。

  （登録認証機関が国から「登録の取消し」処分を受けたときも、その行った認証は失効。）
- 登録認証機関が認証業務を「廃止」する前に認証事業者から出荷され、流通段階にあるＪＩＳマーク製品に影響はない。
- 事業の譲渡、相続、合併などによる登録認証機関の地位の承継は可能。（法第29条）
- 登録認証機関が業務を廃止する場合は、登録認証機関は、６ヶ月前までに、国へ届出及び認証取得者へ通知をしなければならない。
  （法第34条、認証省令第19条第１項第4号）
- 登録認証機関が登録の取消又は業務の停止処分を受けた場合は、当該登録認証機関は、認証取得者へ直ちにその旨を通知しなければならない。（国はその旨を官報で公示。）
  （法第６８条、認証省令第１９条第１項第５号）

# 認証製造業者等に求められること　①

## 品質管理体制が構築されていること　＜認証省令第２条＞

1. ＪＩＳに規定する製造設備又は加工設備を用いて製造が行われていること
2. ＪＩＳに規定する検査設備を用いて検査が行われていること
3. ＪＩＳに規定する検査方法により検査が行われていること
4. 品質管理が行われていること

①社内規格整備、原材料管理、工程管理、設備管理が適切に行われており、かつ、品質保持に必要な技術的生産条件を満足していること

②品質管理体制が、ＪＩＳ　Ｑ９００１の規定に適合しており、かつ、ＪＩＳに従って社内規格が適切に整備されており、かつ、ＪＩＳへの適合性の確認及び製品の保管が適切に行われていること

（①又は②に基づく品質管理体制が求められる）

# 認証製造業者等に求められること　②

## 品質管理責任者　＜認証省令第２条第１項第５号ロ＞

- 製造部門又は加工部門とは独立した権限を有して選任し、配置。
- 職務
  - 社内標準化及び品質管理に関する計画の立案及び推進
  - 社内規格の制定、改廃及び管理についての統括
  - 登録認証機関の認証に係る工業品の品質水準の評価
  - 各工程における社内標準化及び品質管理の実施に関する指導及び助言並びに部門間の調整
  - 工程に生じた異常、苦情等に関する処置及びその対策に関する指導及び助言
  - 就業者に対する社内標準化及び品質管理に関する教育訓練の推進
  - 外注管理に関する指導及び助言
  - 認証対象製品の該当ＪＩＳへの適合性の承認
  - 認証製品の出荷承認
- 資格基準
  - 認証に係る鉱工業品の製造又は加工に必要な技術に関する知識と実務経験を有する者
  - 標準化及び品質管理に関する知見を有すると認められる者

・大学、高等専門学校などで品質管理に関する科目を修了
・標準化と品質管理に関する科目の講習会の課程を修了

# ３．信頼性確保の取組み

# 各組織が信頼性確保に果たす役割

## 認証製造業者等の役割

- 認証を受けた製品について、該当ＪＩＳへの適合性を維持。

〇認証審査には、少なくとも６か月の生産実績が必要。
〇特に認証を取り消された者の再審査の場合は、通常、品質管理体制の再構築後１年以上の生産実績が求められる。

## 登録認証機関の役割

- 事業者との認証契約に基づいた認証維持審査等の手段により確認。
- 違法表示等の問題があれば、必要に応じて、認証の一時停止、認証の取消し等の措置を実施。

## 国の役割

- 登録認証機関に対する措置
  立入検査等により、適正に認証業務が行われていることを確認。
- 認証製造業者等に対する措置
  必要に応じて立入検査等を実施し、問題があれば「表示の除去又は抹消」「販売停止」の行政処分等を実施。
- 試買検査の実施
  ＪＩＳマーク製品及び自己適合宣言品について、試買検査を実施。

# 制度の信頼性の確保の仕組み

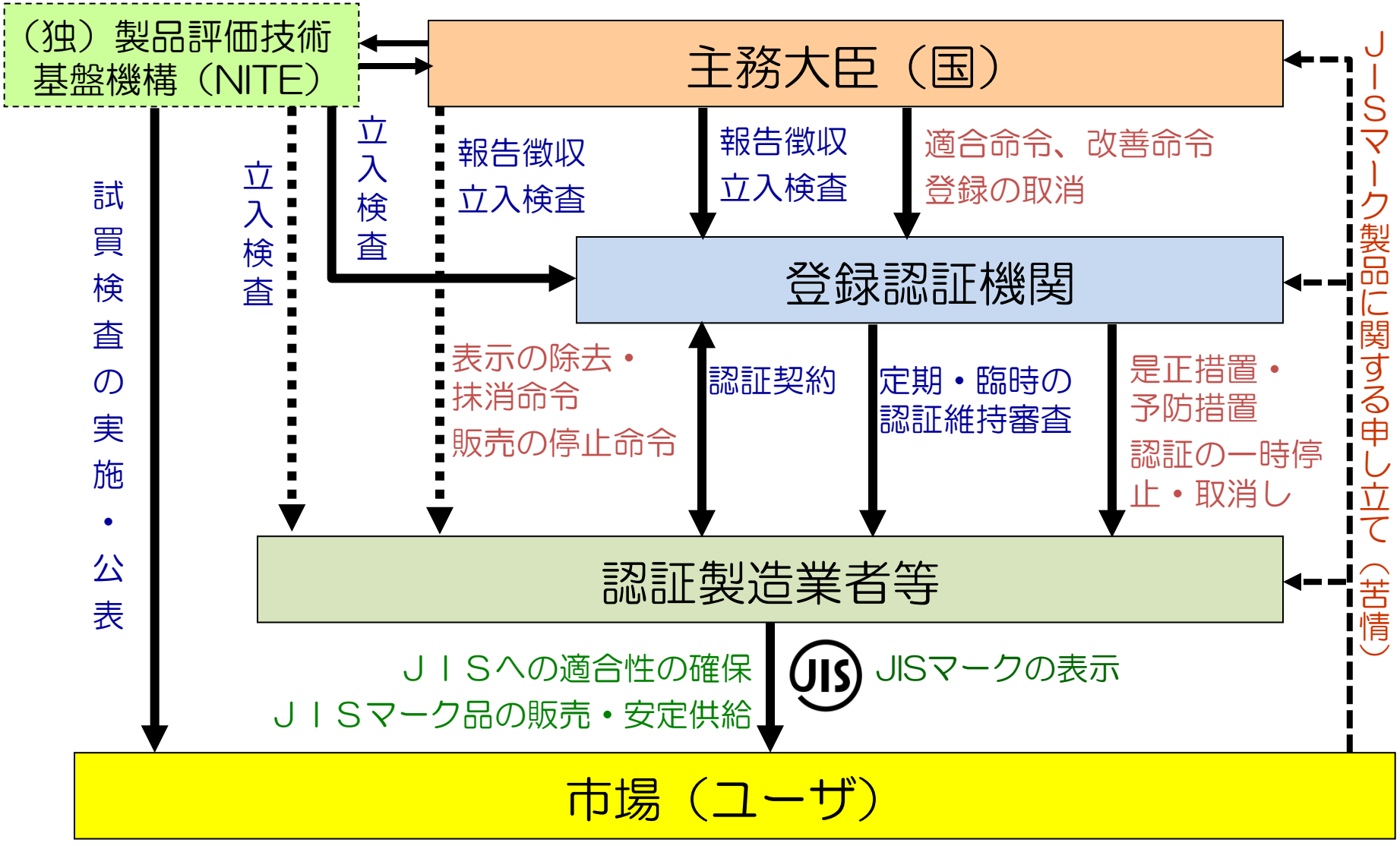

# 試買検査の公表について

- ＪＩＳマーク制度の透明性を高め、一層の信頼性確保を促すため、過去の試買検査結果を公表。

【JISCホームページ】 http://www.jisc.go.jp/

# 認証の取消し・一時停止の要件

＜認証省令第１５条第2項＞

- 認証を行っている鉱工業品等がＪＩＳに適合しないとき
- 認証製造業者等の品質管理体制が，品質管理体制の審査の基準に適合しない場合であって，その内容が認証に係る鉱工業品等がＪＩＳに適合しなくなるおそれのあるときその他重大なものであるとき
- 登録認証機関の是正・予防措置に係る請求に，認証製造業者等が適確に，又は速やかに応じなかったとき

# 認証の取消しの要件

- ＪＩＳマークの一時停止請求の有効期間内に，是正・予防措置が講じられなかったとき
  ＜認証省令第１５条第５項＞
- 登録認証機関による認証維持審査を拒み、妨げ、又は忌避したとき　＜認証省令第１６条第１項第１号＞
- ＪＩＳマークの一時停止請求の有効期間内に、ＪＩＳマークを表示したときや、ＪＩＳに適合していないＪＩＳマーク品を出荷したとき
  ＜認証省令第１６条第１項第２号、第３号＞

# ＪＩＳ法違反等の事例

- JIS規格不適合
  - 生コンへの溶融スラグ骨材の使用
  - 検査の不手際（例：検査機器の故障を放置）
- 品質管理体制の不備
  - JISの試験方法と異なる代替試験、試験頻度不足
  - 製品検査、工程検査の継続的な不実施
  - 試験結果のねつ造
  - 品質管理責任者が選任されていない
- ＪＩＳマークを違法に表示（法19条4項違反）
  - 非認証事業者（旧ＪＩＳマーク認定事業者）による旧ＪＩＳマーク表示
  - 認証事業者による認証範囲外製品へのＪＩＳマーク表示

# 認証の取消し等の事例

## 平成２４年１月以降の認証取消しの事例

| 事例発覚時期 | 取消し事由 | 取消しの対象となるＪＩＳ |
|---|---|---|
| 平成24年1月（香川県） | 製品検査を適切に実施せずに製品を出荷するなど、品質管理体制が適正でないことが判明したため | JIS A 5908（ﾊﾟｰﾃｨｸﾙﾎﾞｰﾄﾞ） |

## 平成２４年１月以降のJIS法違反の事例

| 事例発覚時期 | 違反の内容 | 違反の対象となるＪＩＳ |
|---|---|---|
| 平成２４年１０月（東京都） | JIS法改正の経過措置期間終了（平成20年9月30日）を過ぎて、製品に旧JISマークを表示し出荷していた | JIS K 2233（自動車用非鉱油系ﾌﾞﾚｰｷ液）<br>JIS K 2234（不凍液） |

# （参考１）JISマーク表示制度に関するデータの検索方法

# 電子的情報公開

- 日本工業標準調査会（ＪＩＳＣ）のホームページで情報公開（http://www.jisc.go.jp/）
  - ＪＩＳ規格
    - 原案作成
    - 日本工業標準調査会での審議状況
    - 意見受付公告
    - ＪＩＳ検索
    - ＪＩＳ規格の閲覧
  - 国際標準化
    - TC・SC別名称・参加地位・審議団体連絡先
    - 国際会議の日本開催予定
    - ＩＳＯ・ＩＥＣ関連資料
  - ＪＩＳマーク制度
    - ＪＩＳマーク認証取得事業者一覧
    - 登録認証機関一覧
    - 最新認証取得者失効一覧
    - 旧ＪＩＳ工場リスト

# JISマーク表示に関するデータベースの検索

## ＪＩＳＣのホームページから検索

①ＪＩＳＣのホームページを開く

「データベース検索」の欄における「全ての検索項目」をクリック

②検索項目を選んでクリック

・JISマーク認証取得事業者
・登録認証機関
・JIS
などの検索が可能

# （例１）登録認証機関の検索①

- 日本工業標準調査会（ＪＩＳＣ）のホームページから登録認証機関のリストと業務内容を確認する

①

JISCホームページのトップページ（http://www.jisc.go.jp）から、「新JISマーク制度」における「登録認証機関」をクリックするか、右欄の「登録認証機関検索」をクリック

②

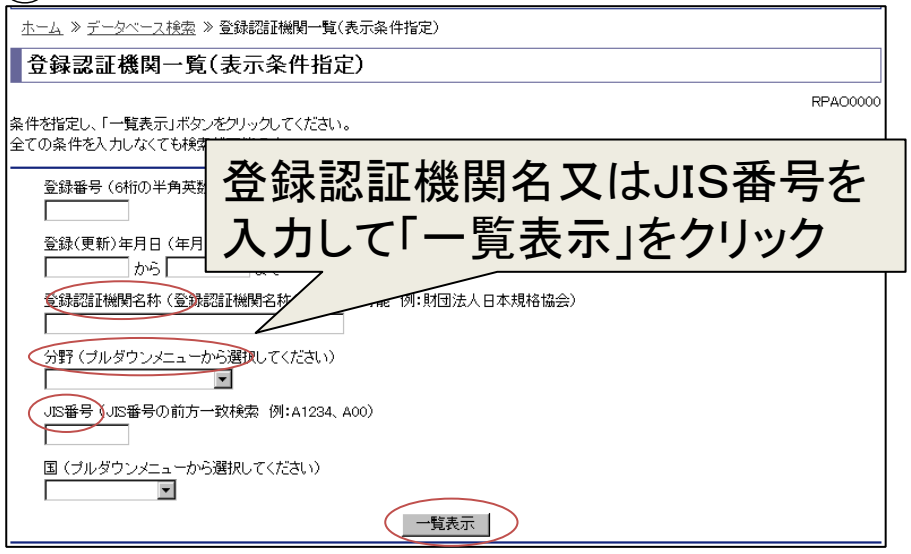


登録認証機関名又はJIS番号を入力して「一覧表示」をクリック

③

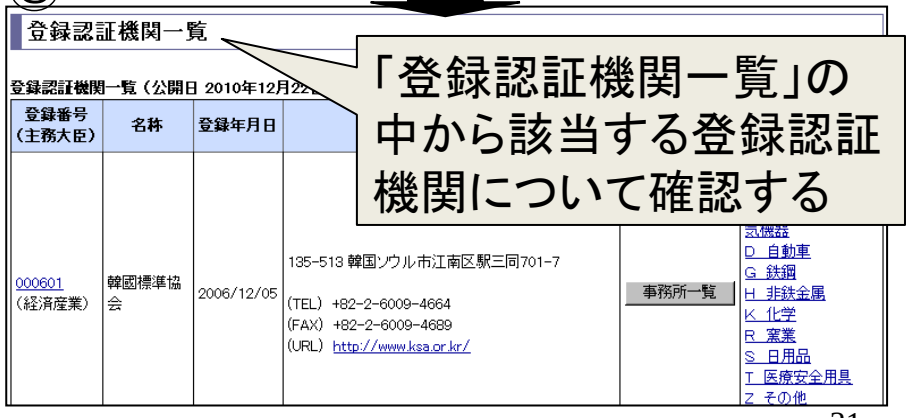


「登録認証機関一覧」の中から該当する登録認証機関について確認する

# （例２）旧JIS認定製造業者の検索①

- 日本工業標準調査会（ＪＩＳＣ）のホームページから旧JIS認定製造業者を確認する

①

JISCホームページのトップページ（http://www.jisc.go.jp）の「適合性評価」の「JISマーク表示制度」をクリック

②

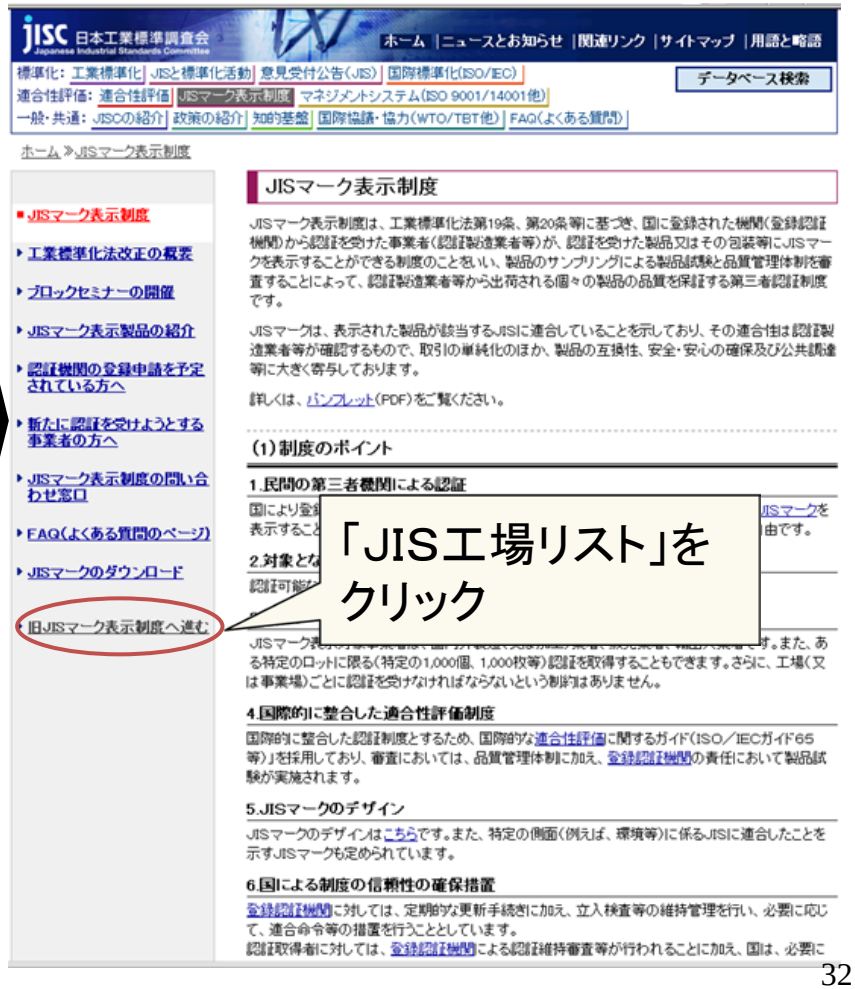


「JIS工場リスト」をクリック

# （例２）旧JIS認定製造業者の検索②

- JIS工場リストのインデックスから検索する品目を選択する

①

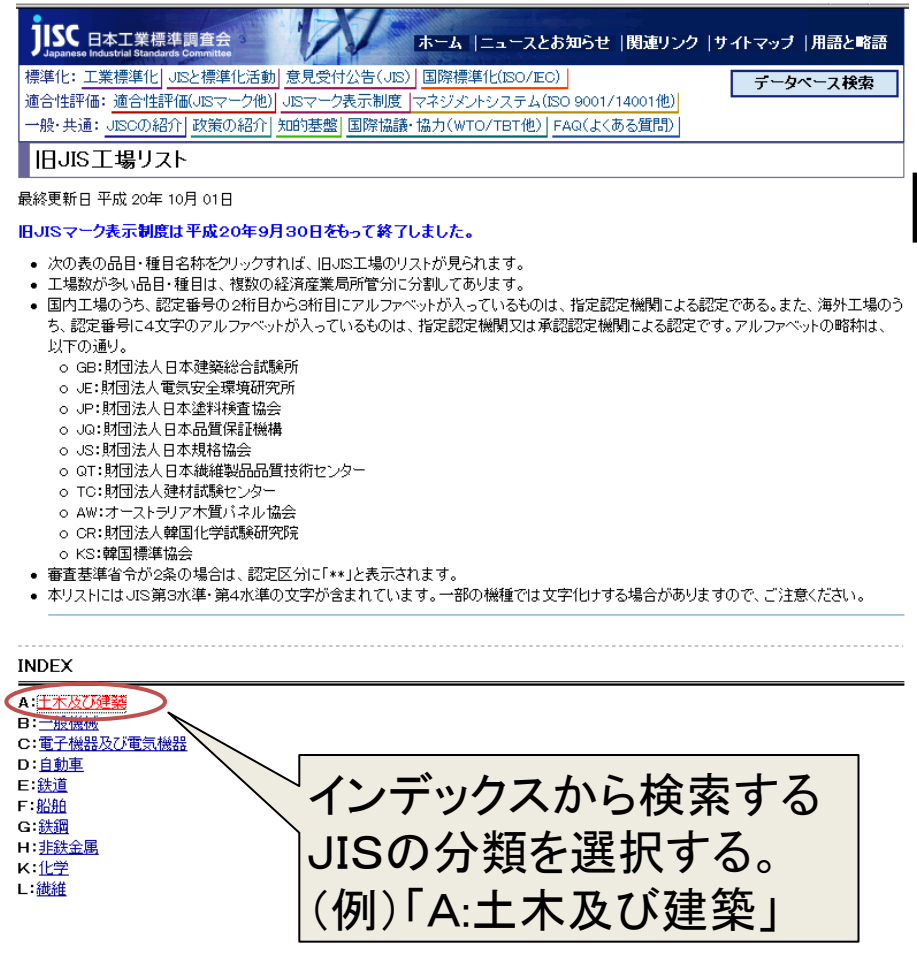


インデックスから検索するJISの分類を選択する。（例）「A:土木及び建築」

②

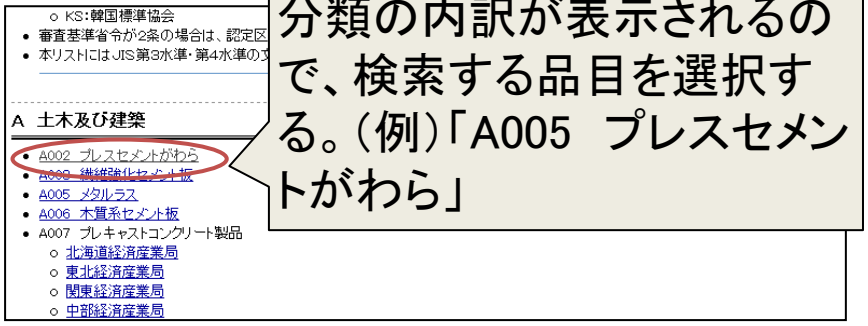


分類の内訳が表示されるので、検索する品目を選択する。（例）「A005　プレスセメントがわら」

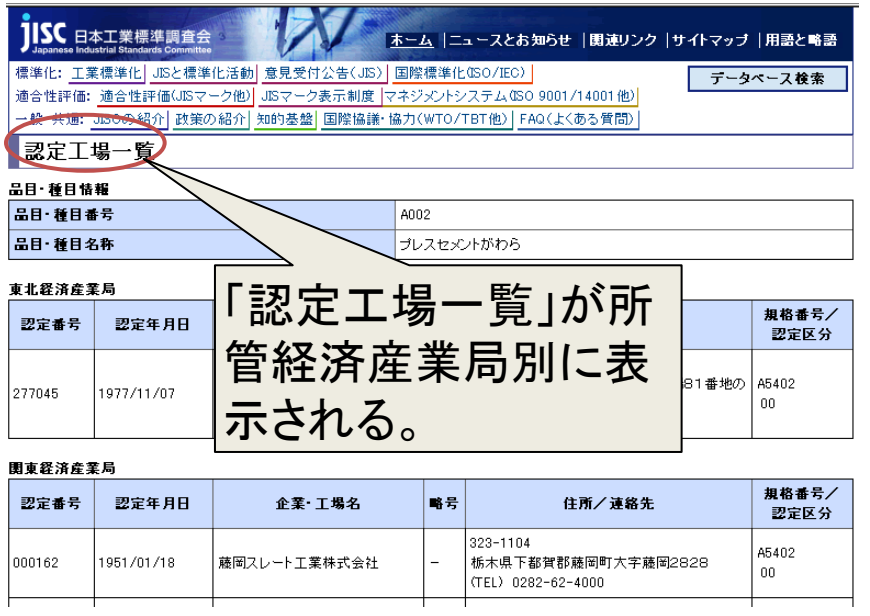
JISC 日本工業標準調査会
Japanese Industrial Standards Committee
ホーム | ニュースとお知らせ | 関連リンク | サイトマップ | 用語と略語
標準化: 工業標準化 | JISと標準化活動 | 意見受付公告(JIS) | 国際標準化(ISO/IEC)
適合性評価: 適合性評価(JISマーク他) | JISマーク表示制度 | マネジメントシステム(ISO 9001/14001他)
一般・共通: JISの紹介 | 政策の紹介 | 知的基盤 | 国際協議・協力(WTO/TBT他) | FAQ(よくある質問)
データベース検索
認定工場一覧
品目・種目情報
品目・種目番号 A002
品目・種目名称 プレスセメントがわら
東北経済産業局
認定番号 | 認定年月日 | 規格番号／認定区分
277045 | 1977/11/07 | A5402 00
関東経済産業局
認定番号 | 認定年月日 | 企業・工場名 | 略号 | 住所／連絡先 | 規格番号／認定区分
000162 | 1951/01/18 | 藤岡スレート工業株式会社 | − | 323-1104 栃木県下都賀郡藤岡町大字藤岡2828 (TEL) 0282-62-4000 | A5402 00

「認定工場一覧」が所管経済産業局別に表示される。

# （例３）制定・改正予定JIS原案の閲覧①

- 日本工業標準調査会（JISC）のホームページから、制定・改正予定のJIS原案を表示

①

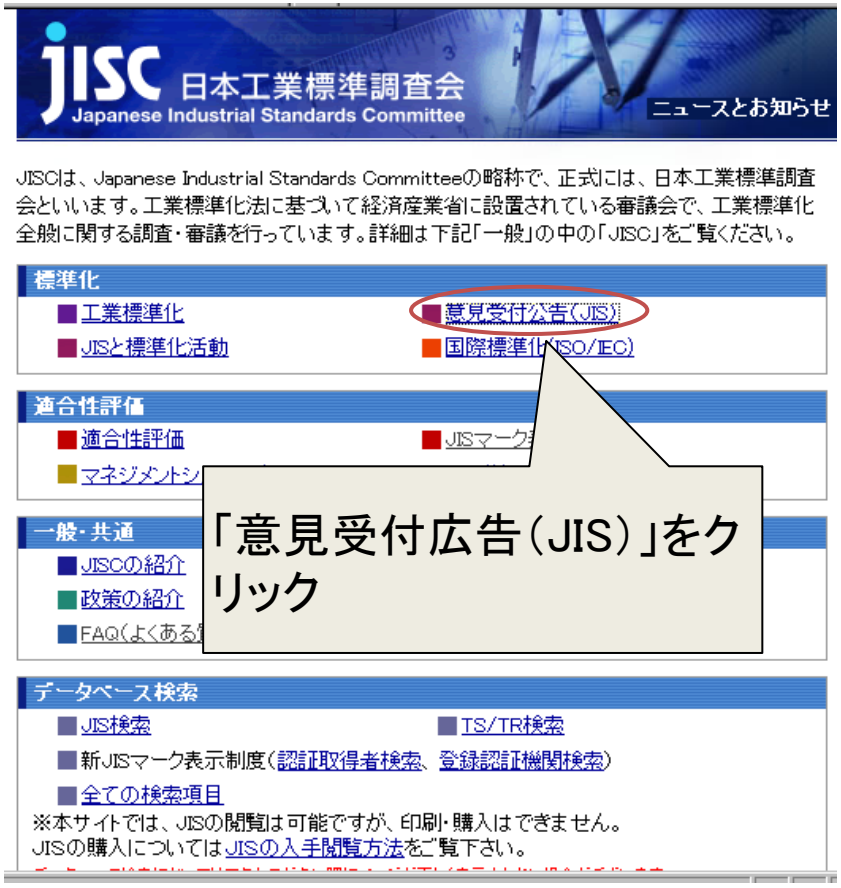


②

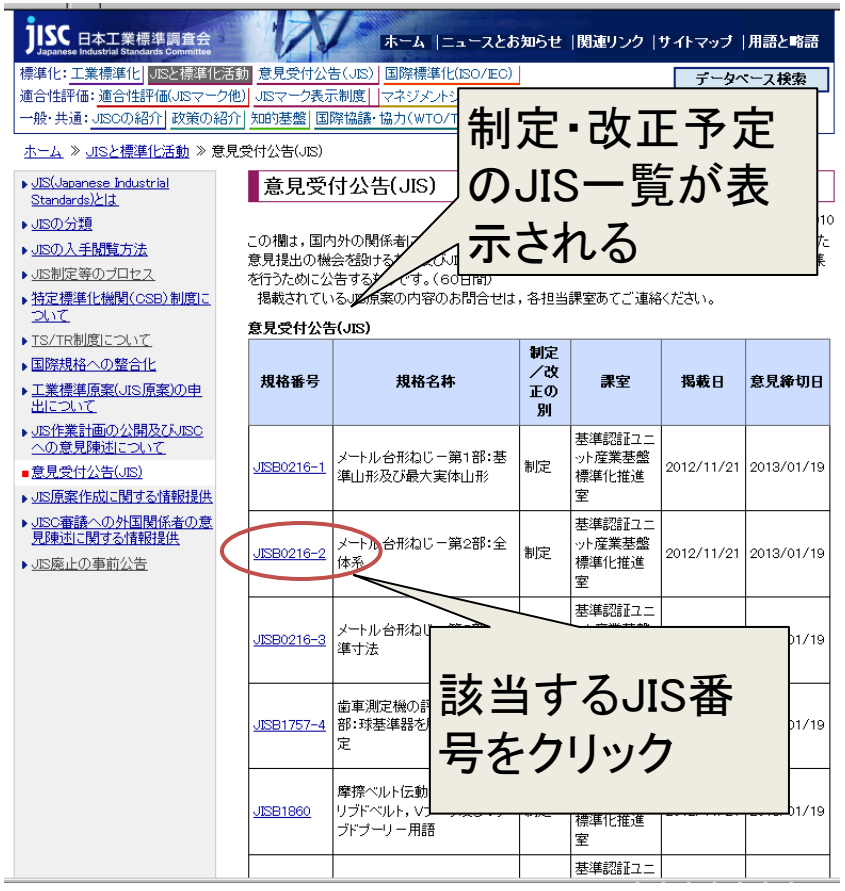

# （例３）制定・改正予定JIS原案の閲覧②

- 制定・改正予定のJIS原案を閲覧する

③

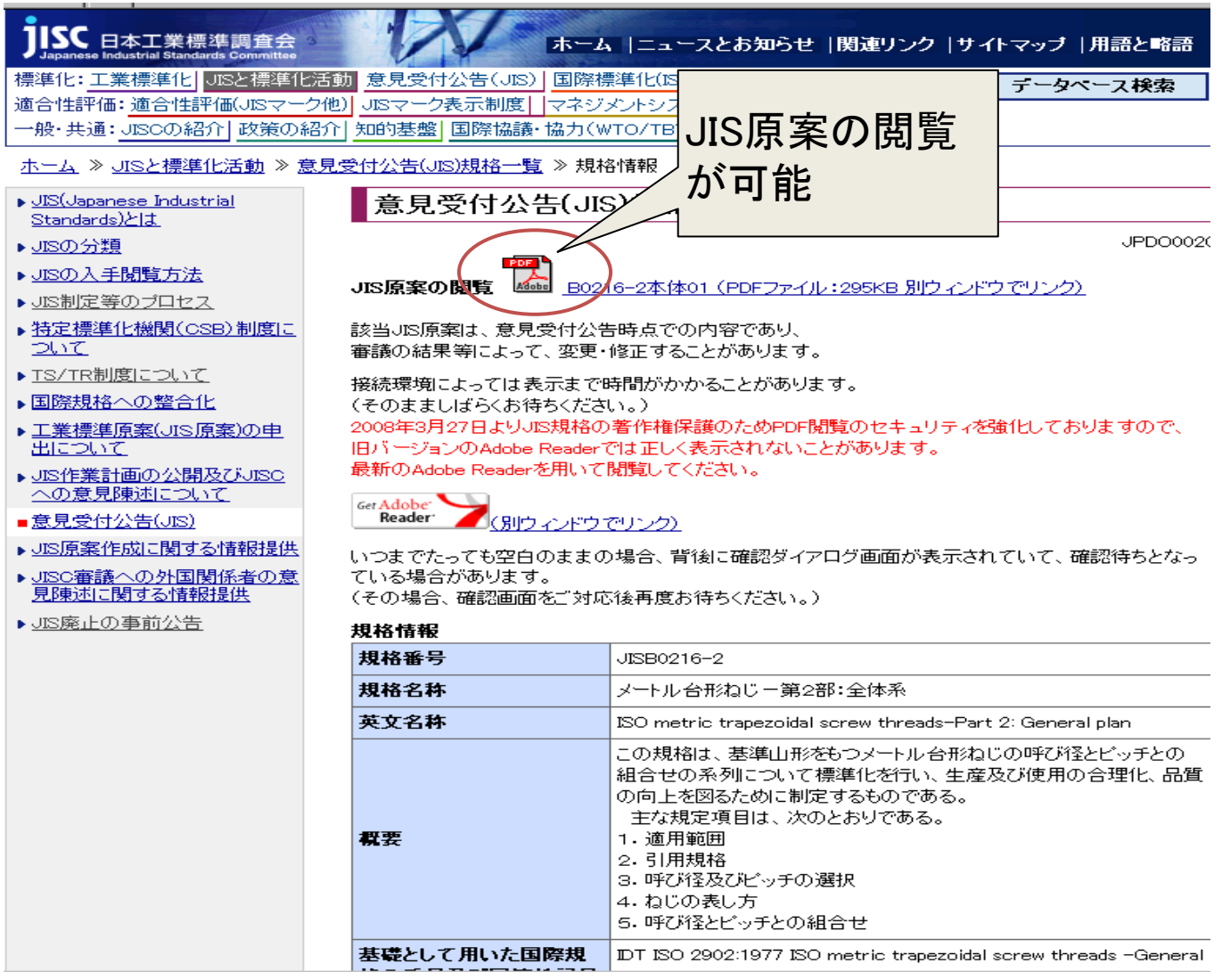

# (参考２) 工業標準化法に基づく試験事業者登録制度(JNLA)

※ＪＮＬＡ:Japan National Laboratory Accreditation System

# 1．JNLA制度の概要

- 工業標準化法第57条に基づく試験事業者登録制度
- 鉱工業品に係るJIS規格に規定されているすべての試験方法が対象
- 登録基準はISO/IEC 17025
- ４年毎の登録更新制
- JIS認証取得の際の製品試験等に活用（生コン強度試験等）

# 2．登録状況

- ＪＮＬＡ登録試験事業者数は右肩上がりに増加
  210事業者（10年前と比較して約３倍）
- 試験事業者が多い分野は建築、繊維、鉄鋼、化学

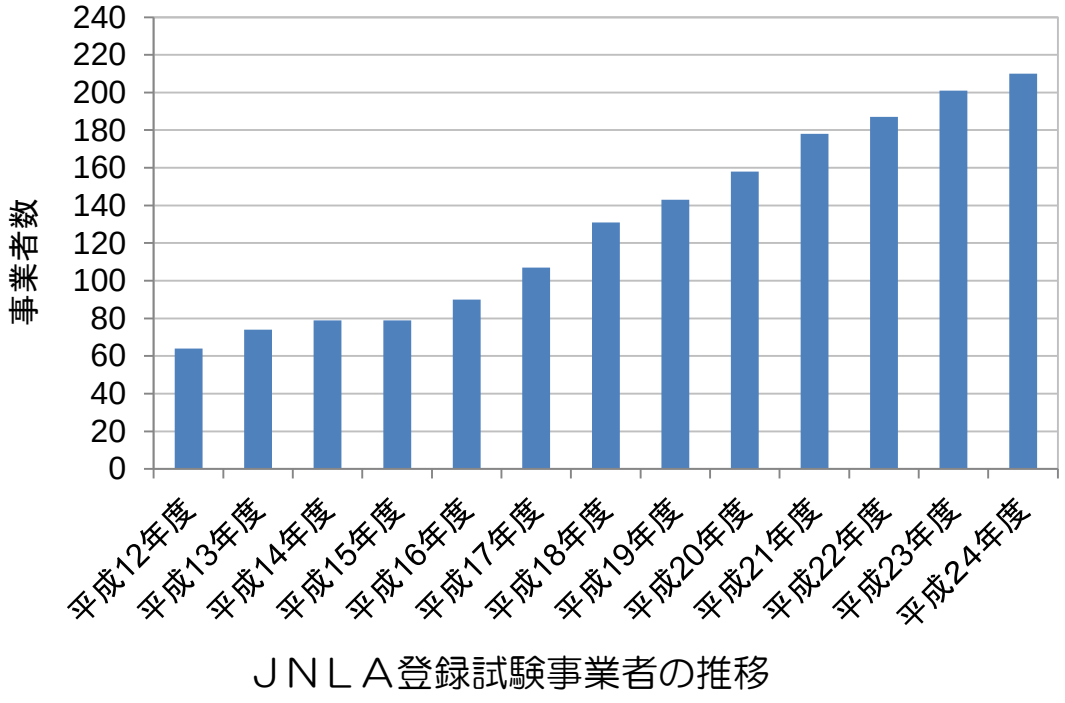


ＪＮＬＡ登録試験事業者の推移

※平成２４年度は１１月時点

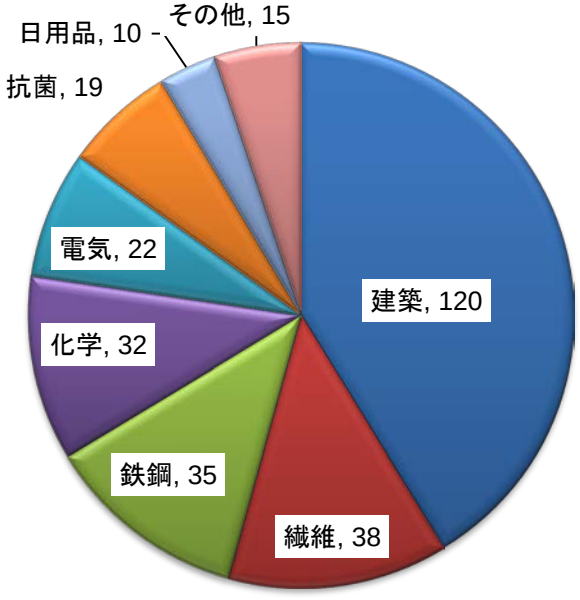


分野別JNLA登録試験事業者数
（平成２４年１１月時点）

※複数分野に登録されている事業者があるため
左図の事業者数とは一致しない

# 3．JNLA制度のイメージ

経済産業大臣

権限の委任
（工業標準化法第６９条の２）

独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）
認定センター（IAJapan）

要求事項（ISO/IEC 17011）

報告徴収
立入検査
登録の取消し

登録
1．申請受付
2．書類審査
3．現地審査
4．評定委員会
5．決定

試験事業者（申請者）

要求事項（ISO/IEC 17025）

試験依頼

JNLA標章付き試験成績証明書の発行

顧客（メーカなど）

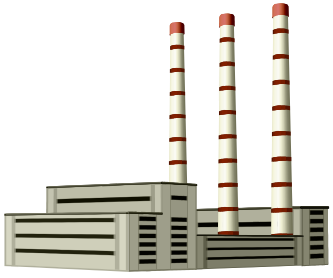

# 4. 最近のJNLA活用事例

## LED照明

LED電球のエネルギー消費効率の測定に当たっては、一定の測定能力が必要。このため総合資源エネルギー調査会の下部委員会では、信頼性を確保する観点から省エネ法に基づくトップランナー基準値への適合を証明するためにJNLAの活用を検討中。

## 抗菌製品

近年の清潔志向を背景に普及した抗菌関連製品について、「抗菌」効果の信頼性を確保する観点から、業界団体が自主運営するマーク制度にJNLAを活用。

抗菌製品技術協議会

繊維評価技術協議会

## 光触媒

窓ガラスや壁のセルフクリーニング等、省エネルギー型の環境浄化技術として注目される光触媒製品の性能について、業界団体の定める基準に適合するかどうか適切に評価するためにJNLAを活用。

PIAJ
光触媒工業会

窓ガラス/壁等

光触媒工業会

# Ⅱ．平成25年の認証対象JISの改正動向
# 改正予定JISの事例紹介－主な改正点

（平成24年12月14日時点）

注：改正内容は変更になることがあります。

経済産業省

# （1） 建築用ガスケット（Ａ５７５６）

- 規格概要
  - ✓この規格は、建築物の構成材（パネル）の目地部及び開口部に用いられる建築用ガスケットについて規定したもの。
- 改正概要
  - ✓適用範囲について国際規格との整合化を図るため、JIS A 5756及びJIS A 5750（建築用発泡体ガスケット）を統一し、JIS A 5756とする。（JIS A 5750は廃止予定。）
  - ✓JIS A 5756から建築用構造ガスケットに関する規定を削除する。（建築用構造ガスケットについては新たなJISを制定予定。）
  - ✓要求性能及び試験方法について、国際規格との整合化を図る。

# （2） 建材畳床（A５９１４）

- 規格概要
  - ✓この規格は、タタミボード及び／又は押出法ポリスチレンフォーム保温材を材料として製造した建材畳床について規定したもの。
- 改正概要
  - ✓建材畳床の各区分に断熱性能（熱抵抗値）を追加する。また熱抵抗値の算出が出来るように附属書（規定）を追加する。
  - ✓たわみ試験の荷重の載荷時間3時間を30分に変更する（実証試験の結果、たわみ量に差が無いことを確認済み）。
  - ✓含水率測定において、現状の水分計に合わせて機器の規定を改正する。

# （3） 給水栓（Ｂ２０６１）

## 規格概要

- ✓この規格は、水道に直結する、又は水道に直結する受水槽の下流の配管に接続する単水栓、湯水混合水栓、止水栓、ボールタップ及び洗浄弁・洗浄水栓（それぞれ、電気開閉式のものを含む。）について規定したもの。

## 改正概要

- ✓負圧破壊性能の対象となる給水栓を明確にする。
- ✓単水栓及び湯水混合水栓について、吐水口空間の基準位置を見直す。（吐水口空間Ｈ寸法の基準位置を、吐水口中心線から外観最下端に改める。）
- ✓ボールタップ及び洗浄弁・洗浄水栓について、吐水口空間の基準位置を見直す。（吐水口空間Ｈ寸法の基準位置を、吐水口中心線から外観最下端に改める。）

# （4） 電車線路用架線金具（Ｅ２２０１）

- 規格概要
  - ✓ この規格は、架空電車線路及びき電線路（架空帰線路を含む。）に使用する金具について規定したもの。
- 改正概要
  - ✓ 区分、種類及び記号：現在は生産・取引がされていない種類を削除する。
  - ✓ 性能：最大荷重及び耐荷重を規定する。
  - ✓ 構造、形状及び寸法：製品の共通事項は規格本体に規定し、個別の参考事項などは金具の区別ごとに附属書（参考）を作成して示す方針とし、製品の理解を容易にするために、主な現用品の図を追加する。
  - ✓ 試験方法：これまで試験方法に規定のあった耐荷重の要求事項規定を性能に移すほか、JIS E2002（2010年版）電車線路用金具試験方法との関係を明確化する。

# （5） 低温配管用鋼管（Ｇ３４６０）

- 規格概要
  - ✓この規格は、氷点以下の低い温度で用いる配管用鋼管について規定したもの。
- 改正概要
  - ✓化学成分は、表にない合金元素を添加してよいことを明確にする。
  - ✓へん平試験、曲げ試験、水圧試験、超音波探傷試験、渦電流探傷試験において、より厳しい試験条件で試験を行ってもよいことを明確にする。
  - ✓管端形状の規定を追加する。
  - ✓同一溶鋼単位で供試材を採取する場合には、同時熱処理ではなく、同一熱処理条件を単位として採取してもよいこととする。

# （6） ピアノ線材（G３５０２）

- 規格概要
  - ✓ この規格は、ピアノ線、オイルテンパー線、PC鋼より線、ワイヤロープなどの製造に用いるピアノ線材についてについて規定したもの。
- 改正概要
  - ✓ 製造工程にインラインパテンチング処理を追加する。
  - ✓ 化学成分の表に規定されていない元素は、溶鋼を仕上げる目的以外に意図的に添加してはならない旨を追加規定する。
  - ✓ 外観規定において、「ただし、線材は、一般に検査によって全長に渡って欠点の検出及びその除去は困難であるため、コイル内に発券された使用上有害と判断される欠点については、必要な場合、その取り扱いについては受渡当事者間の協定による。」を追加する。
  - ✓ 改正により、ISO対応規格との整合が図られたことにより、附属書２の国際規格による品質規定を削除する。

# （7） ステンレス鋼線（Ｇ４３０９）

- 規格概要
  - ✓この規格は、ステンレス鋼線及び約10.5%以上のクロムを含む耐熱鋼線について規定したもの。
- 改正概要
  - ✓適用範囲の約１０．５%以上のクロムの「約」を削除する。
  - ✓種類の記号、調質、分類及び適用線径の箇条に適用線径の表を追加し、この規格における調質の定義を記載する。
  - ✓製造実績のないSUS４０５を次回改正で廃止することを予告する。
  - ✓線の製造に用いる材料は、化学成分がJIS　G４３０８及びG４３１１を満足する線材とする。

# （8） 架橋ポリエチレン管（K６７６９）

- 規格概要
  - ✓この規格は、主に温度95℃以下の水輸送用に使用する架橋ポリエチレン管について規定したもの。
- 改正概要
  - ✓引張試験方法について、試験手順の記述をJIS K7161の記述と整合させる。
  - ✓熱間内圧クリープ試験方法について、試験片の状態調節及び試験手順の記述を明確にし、安全かつ容易に実施できるようにする。

# （9） 耐火金庫（Ｓ１０３７）

- 規格概要
  - ✓この規格は、火災を想定した高温雰囲気中において庫内を所定温度及び湿度に維持する耐火金庫について規定したもの。
- 改正概要
  - ✓急加熱・衝撃落下併用試験において、炉内冷却時間を規定する。
  - ✓形式検査及び受渡検査の各検査項目を規定する。
  - ✓取扱説明書の規定を新たに追加する。

# (10) ステンレス鋼被覆アーク溶接棒（Ｚ３２２１）

- 規格概要
  - ✓ この規格は、ティグ溶接、ミグ溶接、帯状電極肉盛溶接などに用いるステンレス鋼溶加棒、ソリッドワイヤ及び鋼帯について規定したもの。
- 改正概要
  - ✓－196℃の衝撃試験において所定の横膨出を有する溶接材料が、新規制定JISの「極低温用オーステナイト系ステンレス鋼被覆アーク溶接棒」に規定されている旨、適用範囲に記載する。

# （参考）レディーミクストコンクリート関連JISの改正について

# 再生骨材を用いたコンクリート（JIS A 5022、JIS A 5023 ）の改正 （2012年7月20日 公示）

- JIS A 5022　再生骨材Mを用いたコンクリート
- JIS A 5023　再生骨材Lを用いたコンクリート

＜改正概要＞

✓再生骨材の普及を目的として、一定の条件を満足する限りにおいて凍結融解作用の影響を受ける部材にも適用できることとした。また、これに関連して凍結融解抵抗性に関する品質及び試験方法に関する規定を新設した。

✓プラスチック不純物の上限値を見直すとともに、金属不純物に関する規定を両性金属の試験方法とともに新設した。

✓微粒分量の最大値を、JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂）等の規定を勘案して変更した。

✓アルカリシリカ反応性試験をJIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）に整合させた。

✓ＪＩＳマーク表示認証に対応するため経過的措置期間を設けた（改正日より６か月間）。

# JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）改正調査研究

＜経済産業省からの委託事業＞

レディーミクストコンクリートの環境配慮及びトレーサビリティの向上に関するJIS 開発調査研究事業（平成22～24年度）

＜JIS A 5308 追補改正の実施：2011年12月20日付け＞

緊急的に改正が必要な項目（運搬時間の定義の明確化、環境ラベルの導入、低濃度スラッジ水法の採用、等）について追補改正を実施

＜本年度のJIS A 5308改正原案の検討＞

- ✓ 回収骨材の活用
- ✓ スラッジ水の高度利用
- ✓ 電子媒体を活用した生コン製造のトレーサビリティに関する検討
- ✓ 乾燥収縮迅速法の開発
- ✓ 国際整合化の検討

→　回収骨材の取扱いに関する規定の追加等、JIS A 5308改正原案を本年度中にとりまとめるとともに、JIS Q 1011の改正提言を予定

# スラグ骨材に関するJIS策定指針

- 「建設分野の規格への環境側面の導入に関する指針」（平成１５年３月２８日　日本工業標準調査会　土木技術専門委員会・建築技術専門委員会議決）をより具体的に規定するため、同指針の附属書として次の２つを策定（平成２３年7月12日付け）。

  ①コンクリート用スラグ骨材に環境安全品質及びその検査方法を導入するための指針

  ②道路用スラグに環境安全品質及びその検査方法を導入するための指針

- 環境安全性に配慮するための品質規定及び検査方法を導入するための基本的な考え方と、具体的な定めるべき事項を規定。

- この指針により、環境安全性に配慮されたJIS策定が促進され、循環資材の利用拡大が期待。

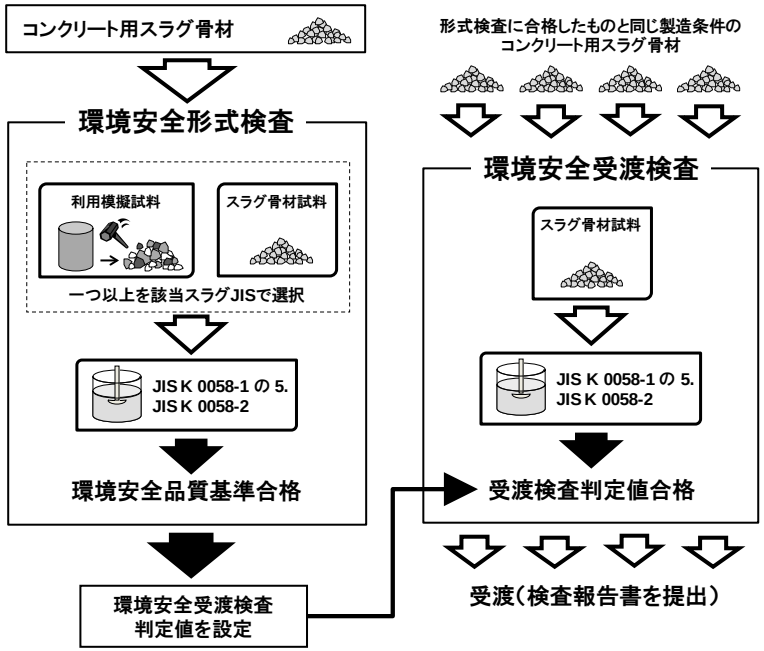

# スラグ骨材に関するJISへの環境安全品質及びその検査方法の導入

- スラグ骨材に関するJIS策定指針を基に、以下のJISの改正を検討中。

| JIS規格番号 | 規格名称 | 状況 |
|---|---|---|
| JIS A 5011-1 | コンクリート用スラグ骨材－第1部：高炉スラグ骨材 | 2012.12.11 JISC土木技術専門委審議 |
| JIS A 5011-2 | コンクリート用スラグ骨材－第2部：フェロニッケルスラグ骨材 | 改正原案作成中 |
| JIS A 5011-3 | コンクリート用スラグ骨材－第3部：銅スラグ骨材 | 改正原案作成中 |
| JIS A 5011-4 | コンクリート用スラグ骨材－第4部：電気炉酸化スラグ骨材 | 2012.12.11 JISC土木技術専門委審議 |
| JIS A 5015 | 道路用溶融スラグ | 2012.12.11 JISC土木技術専門委審議 |
| JIS A 5031 | 一般廃棄物，下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化したコンクリート用溶融スラグ骨材 | 改正原案作成準備中 |
| JIS A 5032 | 一般廃棄物，下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグ | 改正原案作成準備中 |

※JIS A 6202 コンクリート用高炉スラグ微粉末（2012.12.11 JISC土木技術専門委審議）についても、今後、環境安全品質及びその検査方法の導入を検討予定。

# 国等によるグリーン調達において JISマークの活用が広がります

♣　今般「国及び国等による環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(※)に、環境物品等の調達（＝グリーン調達）にかかる信頼性確保に向けた取組みが規定されます（下記参考参照）。

これにより、環境物品等の調達において、JISマーク等の第三者認証の取得や試験証明書の提出等、事業者等による信頼性確保に向けた取組みが一層促されることが期待されます。

※国及び国等による環境物品等の調達の推進に関する基本方針とは、国（国会、各省庁、裁判所等）及び国等による環境物品等の調達の推進に関する法律に基づき、国等による環境負荷の低減に資する原材料、部品、製品及び役務の調達を総合的かつ計画的に推進するための基本的事項を定めたものです。

《参考》環境物品等の調達の推進に関する基本方針（案）＜抜粋＞
3．その他環境物品等の調達の推進に関する重要事項
⑹ 環境物品等に関する情報の活用と提供
　環境物品等に関する情報については、（略）
国は、各機関における調達の推進及び事業者や国民の環境物品等の優先的購入に資するため、環境物品等に関する適切な情報の提供と普及に努めることとする。また、事業者、各機関その他関係者は、特定調達物品等の調達に係る信頼性の確保に努めることとする。

♣　　また、以下の品目については、JISマーク品であれば、グリーン調達にかかる判断基準を満たします。

**【ＯＡ機器】**
- 一次電池　（JIS C 8515）

**【公共工事】**
- 高炉セメント（B種、C種）　（ JIS R 5211）
- フライアッシュセメント（B種、C種）　（JIS R 5213）
- エコセメント　（ JIS R 5214）
- 高日射反射率塗料　（ JIS K 5675）

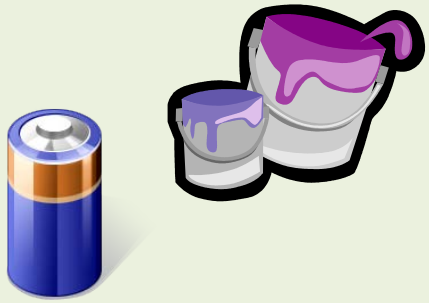

以下の品目については、ホルムアルデヒドの放散量の基準への適合についてJISマークが活用可能です。

**【オフィス家具等】**
- 机　（JIS S 1031）
- いす　（JIS S 1032）　・棚　（JIS S 1039）
- 収納用什器（棚以外）　（JIS S 1033）

**【インテリア・寝装寝具】**
- ベッドフレーム　（JIS S 1102）

**【公共工事】**
- パーティクルボード　（JIS A 5905）　・繊維板　（JIS A 5908）